

名稱	「本会ハ八幡市失業者同盟會ト言フ	「本会地区委員ハ一般登録者ニ依リテ選舉ス
組織	「本会ハ八幡市登録失業者ヲ以テ組織ス	「班長ハ地区委員ノ選舉法ニ準メ
目的	「相互扶助ヲ以テ目的トス	「代表委員ハ會員ヲ統制シ内外ノ交渉ニ當ラン
規約	「本会事務所ハ高砂町五丁目待谷耕方ニ置ク	「地区委員ハ代表委員ヲ補佐シ會員間ト連絡ニ當ラン
代表委員	「本会ニ七ノ役員ヲ置ク	「班長ハ幹部及ビ會員間ト連絡ニ當ラン
地区委員	「代表委員 五名	「本会ハ會員ヨリ一月金拾弍ヲ徴收ス
班長	「地区委員 十五名	「本会ハ相互扶助ノ爲メ會員中ニテ其家族ニ病氣又ハ死亡者アリタル時ハ直チニ幹部會議ノ結果適宜ノ處置ヲ採ル事
會計	「班長 貳名	「本会員ハ家庭内ニ突發事件ノ生ジタル時ハ直チニ之ヲ幹部會議ニ提出スル事
書記	「書記 貳名	「本会ニ突發ノ生ジタル時ハ會員ハ直チニ指定ノ場所ニ集結スル事
「本会代表委員ノ選舉ハ地区委員會ニ依リテ之ヲ選舉ス	「若シ之ニ違フ場合ハ幹部會議ノ結果除名又ハ適当ナル處分ニ付ス	「本会員ニシテ定ノ職業ニ從事シタル時ハ直チニ本会事務所ニ届ケ出ル事
「本会員ニシテ突發事件又ハ事情復雜ノ爲メ其ノ手續ヲ憚ル者アリタル時ハ其ノ近隣ノ會員ニシテ其ノ衝ニ當ラン	「青年部ハ代表委員及ビ各幹部ヲ補佐シ會員間ノ密接ナル連絡ヲ保タシムル事	「本会員ニシテ定ノ職業ニ從事シタル時ハ直チニ本会事務所ニ届ケ出ル事
「青年部長ハ代表委員ノ命ニ基キ幹事ヲ指導サン其ノ衝ニ當ラン	「青年部幹部ハ部長ノ命ニ基キ各方面ノ運動ニ當ル事	「本会員ニシテ定ノ職業ニ從事シタル時ハ直チニ本会事務所ニ届ケ出ル事
「本会規程ハ幹部會議ニ依リテ要ト認メタル時ハ適時之ヲ訂正シ又ハ加入スル事ヲ得	「右本会ノ趣旨ニ違反シ輕率ニ活動者アリタル場合ハ除名又ハ相当ナル處分	「本会員ニシテ定ノ職業ニ從事シタル時ハ直チニ本会事務所ニ届ケ出ル事